平成２３年（フ）第３６０号
北海道稚内市富岡３丁目６番１号
債務者　橋爪　智美
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　元弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月９日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０４号
北海道旭川市末広６条３丁目５番７号
債務者　高木　　均
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小門　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月７日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０５号
北海道旭川市末広６条３丁目５番７号
債務者　高木ヱミ子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小門　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月７日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８９号
愛知県岩倉市下本町下市場118番地
債務者　池山　朋廣
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　静之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６００号
愛知県岡崎市岡町字西神馬南側48番地３
債務者　石原　　武
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６２０号
愛知県岡崎市伊賀町字西郷中192番地
債務者　石川　　勝
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２０８号
岡山県倉敷市福島473番地５
債務者　平田　陽一
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第６４９号
埼玉県草加市青柳４丁目21番23号　メゾンドエレガン１号棟
債務者　蜂谷　良一
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７０９号
兵庫県姫路市広畑区東新町１丁目32番地304号
債務者　上村　由記（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４７８号
函館市西旭岡町２丁目52番地３
債務者　玉井　幸世（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第６１７号
埼玉県春日部市米島969番地１　小島貸家
債務者　村田　千裕
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６４８号
埼玉県草加市旭町３丁目３番15―502号
債務者　菊地　光代（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６５４号
埼玉県三郷市上口１丁目71番地７
債務者　青山　邦江
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５９１号
新潟市北区十二127番地
債務者　阿部　龍男
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６０３号
新潟市北区朝日町３丁目２番12号、前住所埼玉県八潮市大字大瀬795番地１　マインループ1124号
債務者　工藤　一大
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６０７号
新潟市北区島見町3912番地５　サジャー島見Ｂ108号、前住所新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山350番地７
債務者　真島　　純
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６１０号
新潟市中央区東堀前通５番町401番地、前住所新潟市中央区新和２丁目１番３―612号
債務者　野上　千春
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
新潟地方裁判所民事部